

米水津村明細帳について（三）

竹野浦・小浦

橋本和雄
(会員・佐伯市蟹田区)

はしがき

今回は紙数の関係から浦代を次回にまわし、竹野浦と小浦の両地区を紹介することになった。この両浦は興味



辰甲九長慶
(村在銘最古の墓)

を大いに惹かれる地域である。米水津の中で年号入りの一番古い墓、慶長九年（一六〇四）が存在していることや（写真参照）、他の浦と比べて土地・耕地は狭い地域であるけれど、竹野浦の左京という人物が、慶長十四年（一六〇九）この地区全体の肝煎（庄屋）を命じられていること、また、他の地区にまで良く知られた小浦の粟嶋明神の存在などがそれである。しかし、この地区的ユニークな面に関する追求は、私の力不足から果たせなかつた。今回は畠作物関係・寺社関係に視点を置きながら「村明細帳」の内容を紹介していく。これを書き上げた後、見直していくと不備な面が次から次へと目につき恥かしい思いにかられる。しかし、自分自身の勉強のためになるからと成松文書へ取り組んでいるのであり、次回

「浦代編」は最終回になることから少しでも前進した内容のものにしたいと考えている。皆さん方の厳しい叱正とご指導を心からお願いする次第である。

村明細帳

一 高

三拾貳石八升五合三夕三才

竹野浦

此反別五町壹反七畝貳拾八步

内

拾九歩

此高六升三合三勺三才

前床引

壹反貳拾四步

潮月寺屋敷

此高壹石八升

床引

壹石壹斗四升三合三勺三才

庄屋敷

此反別壹反壹畝拾三步

前床引

壹石壹斗四升三合三勺三才

庄屋敷

此反別壹反壹畝拾三步

毛附高

三拾石九斗四升貳合

板敷七反貳畝貳拾貳步

此反別五町六畝拾八步

・ 石盛壹石

此高七石貳斗七升三合三勺三才

五盛壹石

上烟五畝六步

此高五斗貳升

中烟六反七畝貳拾貳歩 石盛八斗

此高五石四斗壹升八合六勺六才

下烟壹町九反壹畝拾九步 石盛六斗

此高拾壹石四斗九升八合

下々烟壹町壹反五畝拾五步 石盛四斗

此高四石六斗貳升壹才

山下々烟五反三畝貳拾貳歩

石盛三斗

此高壹石六斗壹升貳合

南北百三拾間

一當浦 東西百五拾八間

南北百三拾間

一竇數合五拾五軒 但無高之百姓壹軒も無御座候

一人數合三百貳拾三人 但百六拾九人男

百五拾四人女

一御高札場壹ヶ所 但瓦葺

板敷六枚 何事によらず 切支丹 唐物抜荷

強訴 博奕 唐物抜荷

一 御先代様御墨附庄屋傳五郎先祖左京江被下置候
今以所持仕候

大内藏之作ニ而御座候

一御城下江當浦より道法貳里貳拾八丁
一御立林 貳ヶ所 但西のひら 東のひら

一御定御運上物

銀六拾五匁貳分五厘

内

銀三拾目

鱗干濱御運上

同三拾五匁貳分五厘 小漁御運上

不定御運上物 銀八拾六匁 酒場壳貳軒

一橋 六ヶ所 但皆石橋

一氏神天神社 壱ヶ所

社九尺四面瓦葺

廊下 壱軒四面 瓦葺

舞堂 梁行貳軒 但瓦葺 境内

横六間 竪拾壹軒半

桁行三間

横六間

前二石の鳥居御座候六月廿五日十一月廿五日兩度祭礼

一龍神社壹ヶ所 九尺四面 瓦葺

但天神社地ニ御座候

右社人塙月上野

禅宗門御城下養賢寺末

一寺壹ヶ所 米水山潮月寺

本尊 釋迦如來 木佛

境內 橫貳拾四間 本堂 梁行三間半 但瓦葺

廊下 梁行壹軒 瓦葺 庫裏 梁行三間半 但瓦葺

桁行九尺 瓦葺 庫裏 梁行七間半 但瓦葺

✓

一觀音堂壹ヶ所 貳間四面瓦葺 潮月寺内ニ而

本尊正觀音 木佛 弘法大師之作ニ而御座候

御座候

弁天鎮守座像

脇立 地藏立像

高壹石八斗 反別壹反貳拾四步 前々より御免高

森三ヶ所 但天神森 山ノ神森 寺ノ森

一鉄砲壹挺 但威

一土地 小石砂交り

百姓作間稼萬漁業仕候

一大庄屋給米三斗壹合

一大庄屋給銀貳拾八匁

一小庄屋給銀三百目

一皆合給銀貳拾八匁

一町皆合給銀貳拾八匁

一大庄屋町宿給銀拾六匁

一町宿給銀八拾目

一船數合 五拾壹艘

壹艘御役日船 六艘小引網船

九艘小引網手船 貳艘三枚帆

壹艘六反帆 三拾貳艘小船

一鰯干濱三反壹畝五步

内

上濱 九畝貳拾貳歩

中濱 壱反六畝拾七歩

下濱 四畝貳拾四歩

一高三拾壹石六斗九升五合七勺

此反別五町壹反壹畝壹歩

一高三拾壹石六斗九升五合七勺

内

七歩

此高貳升三合三勺三才

拾九歩

庄屋屋敷床引

此高六升三合三勺三才

三畝貳拾四歩

此高三斗八升

五畝

此高五斗

九畝貳拾步

此高九斗六升六合六勺六才

残高三拾石七斗貳升九合四才

此反別五町壹畝拾壹歩

内

屋敷七反貳拾八歩

此高七石貳斗六升三合

上烟七畝拾八歩

此高七斗六升

中烟六反五畝三歩

此高五石貳斗七合九石八才

下烟壹町七反貳歩

此高拾石貳斗四合

下々烟壹町七反壹畝貳拾壹歩石盛四斗

東林庵屋敷高引

屋敷床御免

鍛冶屋嘉兵衛

此高六石八斗六升八合三才

内

芝原

烟壹反四畝九步

石盛三斗

山下々

此高四斗貳升九合

壹ヶ所中越道ノ上 壱ヶ所柳ヶ谷 壱ヶ所源迫
一御船手御用木柞貳本 但栗嶋森ニ御座候
一御定御運上物

銀貳拾四匁八分壹厘

内

銀拾四匁三分壹厘

觸干濱御運上

同拾匁五厘

小漁御運上

一不定御運上物 銀八拾六匁 酒壳場貳軒

一橋 三ヶ所

但皆石橋

一庵 壱ヶ所

淨土宗門浦代養福寺末

栗林庵

本堂 阿弥陀 但木佛作相知不申

脇立

觀音 藥師

弁天 地藏

木佛ニ而作相知不申

内

壹ヶ所 御番所上 壱ヶ所 楠野浦山

壹ヶ所 荒戸山 壱ヶ所 むすこや

境内 穫五間

横拾壹軒 堂 梁行四間 但茅葺

高三斗八升

御免高

一百姓仲間山三ヶ所

此反別三畝貳拾四步

一氏神 粟嶋大明神

社人木立村

塩月上野

一大庄屋給米貳斗九升七合
一大庄屋給銀四拾貳匁
一小庄屋給銀三百五拾目
一皆合 紿銀四拾貳匁

社 九尺四面 廊下 梁行壹間
社 九尺四面 廊下 梁行壹間半

一大庄屋町宿給銀貳拾四匁
一町宿 紿銀百目

舞堂 梁行貳間 境内 橫七間
舞堂 梁行三間 境内 橫九間

一大庄屋町宿給銀貳拾四匁
一町當合給銀四拾貳匁

一 天神 壱ヶ所 但瓦葺

一 蝶子堂壹ヶ所 但右同断

一 山ノ神貳ヶ所 但三尺四面堂

一 御番所壹ヶ所 但森御座候

一 高三斗五升七合 御免高

一 此反別三畝拾七步

一 遠見番所 但荒戸山 崖ニ御座候地下より拾五丁

一 土地小石砂交り

一 百姓作間之稼萬漁業仕候

一 鉄砲 壱挺 但威

一

一



内
一 總千濱三反八畝貳拾四歩
上濱貳反八畝貳拾壹歩
中濱八畝貳拾三歩
下濱壹畝八歩

内
一 壱艘 御役目船
壹艘 三枚帆
壹艘 四枚帆
四拾九艘 小船
四艘小引網船
六艘右手船
六反帆

内
一 此反別七步
御免高
一 高貳升三合三勺三才



第1表 時代別耕地・人口状態へ（明細帳村勢要覧をまとめた）

地区	天保4年(1833)B	昭和55年(1980)B	A-B
竹野浦	耕地面積(畝)	4町3反2畝20歩	約16町2反
	家 数	55軒	83軒
	人 口	323人	274人
小浦	耕地面積(畝)	4町3反13歩	約16町4反
	家 数	62軒	98軒
	人 口	347人	330人
宮野浦	耕地面積(畝)	4町4反9畝12歩	約9町9反
	家 数	103軒	191軒
	人 口	570人	700人

一 産業関係

昨年（昭和六十年）十二月中旬頃、竹野浦・小浦地区を歩いてみた。

その日は日射しが暖かく感じられる天候だった。孫と共に海岸沿いの道路を歩く実年の人たちの姿や、みかん畑で働く人々にも何かノビノビとしたものを感じさせられた。こぎつぱりした服装、手入れの行き届いた庭のある家、スピード感をあふれさせて走る自動車の流れ、海にはオレンジ色のブイを規則正しく並べて設営されたブリ

養殖場が何ヶ所も見られた。そこには日本経済の発展に支えられた豊かで、活気に満ちた人間の生活の場があった。こうした様子を眺めていると天保四年（一八三三）当時の「村明細帳」に記されている竹野浦・小浦地区とは別世界のような感じがしてくるのである。

では、天保四年当時の竹野浦・小浦地区的様子はどうだったのだろうか。当時の生活を支える上で重要な役を果たしていた耕地関係から見ていくことにしよう。第一表を見ていただくと分るように、竹野浦・小浦地区ともに畠ばかりで田は無かつた。その面積は竹野浦が五町三反二畝二〇歩、小浦が四町三反一三歩であった。

小浦の四町三反一三歩は米水津組の中では一番少ない耕地面積である。しかし、一戸当たりの耕地面積となると異った状況を見せる。竹野浦は九畝六歩、小浦は八畝二歩で、宮野浦の一戸当耕地面積四畝一一步の約二倍はある。そうはいっても、この程度の耕地では一家族（竹野浦は一戸当たり平均五・九人、小浦は五・六人）が生きていく上で少なすぎることはいうまでもない。

両地区とも畠ばかりの地域であるが、当時の畠では何を栽培していたのだろうか。「村明細帳」には何も記

第2表 畑作物構成

大野郡志賀村 年代不詳	佐伯村 享保6年(1721)	波越村 文化2年(1805)	佐伯村 天明4年(1784)
秋作	夏作	記されていない	記されていない
麻 苧 胡麻 大豆 大野 稗 稻 种 人参	黍 麦 木 煙 茄 午 房 子 菜 えん ち 高 水	麦 麦 粟 種子 ひ 豆 豆 粟 稗 麻	唐 里 大 木 芋 芋 根 綿 豆 麻 木 綿

※ 大分県地方史料叢書 豊後国村明細帳(一)(ハ)よりまとめた。

は、さつまいもは「近世前期にわが國に輸入され、後期に至つて農民の主要食糧となつた。」(古島敏雄著作集第六巻・三六六頁)と記されている。この「さつまいもは

されていないので分らないが、他の史料をもとにしながらこのことに触れてみたい。第2表は大分県地方史研究会が発刊している「豊後国村明細帳」の中から三地区を選んでまとめたものである。この表からはいろいろの事が読みとれるが、そのうち「さつまいも」のことに少し触れることにしよう。

農業技術史に依れば、古島敏雄氏の「日本農業技術史」によれば、「さつまいもは「近世前期にわが國に輸入され、後期に至つて農民の主要食糧となつた。」(古島敏雄著作集第六巻・三六六頁)と記されている。この「さつまいもは長崎・薩摩へは元禄初年(一六八八)以来に渡米し……国内各地に甘藷の拡まつたのは享保元年から二十年(一七六〇—一七三五)前後以後)(「同書」三六七—三六八頁)とされている。このさつまいもが、佐伯藩ではいつ頃から栽培されるようになったのだろうか。第2表堅田の波越村享保六年(一七二二)の畠作物の中に「いも」と書いてある。それが文化二年(一八〇五)になると、唐芋・里芋と区別して書いている。(堅田の西野村天明四年(一七八四)も同様)この使いわけが意味するものは何であるか分らない。享保六年の際に唐芋・里芋をまとめて「いも」と書いたのか、それとも「唐芋」が新たに栽培されていったことから、従来栽培されてきた里芋と区別して書くようにとの指示が役所よりなされた結果なのかな、現段階では確かめようがない。

佐伯藩は海に面した地域が多く、海上交通もかなり行なわれていたことでもあるし、それに薩摩藩領から近いという関係から、思いの外早く伝えられたとも考えられる。文献的にどなたか御存知の方があつたらせひお教え願いたい。天保四年(一八三三)当時、米水津の畠で栽培していた作物も、堅田の波越村・西野村と大体同じであつ

第3表 竹野浦・小浦所有船状況

船種	地区	竹野浦	小浦
御役船	帆	1	1
反帆	帆	2	1
枚帆	帆	6	4
枚帆	網手	9	6
小引	船	32	49
小	船		
	計	51	63

たと判断して良いので
はないだろうか。

次に、当時の生活を
支えるもう一本の大き
な柱だった漁業関係に
ついて、船をもとにし
て見ていくことにした
い。第3表は「村明細
帳」をまとめて表にし
たものである。御役船が一隻ずつあるのは他の浦と同じ
であるが、色利・宮野浦には見られなかつた六反帆の船
を一艘ずつ所有している。六反帆の船に積むことが出来
る荷物の量は一〇三・二石で、これより一ランク下の五
枚帆六三・一石を大きく上回つてゐる。(佐伯史談第一
四〇号・一頁参照) 竹野浦・小浦の船主はこの六反帆
の船に荷物を満載して海上を往来していたのであるう。
この六反帆の大型船があるのは竹野浦・小浦の両地区だ
けであるが、帆船数全体となると他の浦の状況と比べて
極めて低い。

各浦別の帆船所有数をまとめたのが第4表である。色

(「村明細帳」よりまとめた。)

第4表 各浦別帆船所有状況

船種	地区	色利浦	宮野浦	竹野浦	小浦	浦代
6反帆				1	1	1
5枚帆			1		1	3
4枚帆		1				13
3枚帆		12	13	2	1	
計		13	14	3	3	17

利・宮野浦・浦代は十軒前後
に一隻の割合で帆船があるの
に対し、竹野浦・小浦は約二
十軒に一隻の割合である。他
の浦の半分しか所有していな
いのは何か大きな訳でもある
のだろうか。

帆船の数は少ないけれど、
小船の数を見ると逆の現象を
示している。家数全体に対する
小船の所有割合は、竹野浦
が一・七軒に一隻、小浦が一
・三艘で宮野浦の二・五艘、色利の二・三艘の倍に近い
割合で所有している。このことは竹野浦・小浦地区が、
他の浦以上に独立して漁業を営む家が多かったことを意味するのであろう。

二 寺社関係

江戸時代、徳川政権による宗教対策は、宗教全体を巧
妙にその支配機構の中に組み込んでいったことにある。

第5表 明細帳記載の浦別 寺院・神社の状況

項目	色利浦	宮野浦	浦代浦	小浦	竹野浦
寺院関係	禅宗御城下養賢寺末妙智庵 禅宗竹野浦潮月寺末棗師庵	淨土宗浦代養福寺末迎接庵 堂(不動明王)	淨土宗京都智恩院末養福寺 淨土真宗御城下善教寺末大願寺	淨土宗門浦代養福寺末栗林庵	禅宗御城下養賢寺末潮月寺 觀音堂
神社関係	氏神立岩權現 天神社(色利浦) 天神社(大内浦) 蛭子社(白浦)	氏神天神社 愛宕社 蛭子社	氏神天神社 現之神 權山天	氏神粟嶋大明神 天神社 山ノ神貳ヶ所	氏神天神社 龍神社

その端的な表れが「本末制度であり、そして「壇家制度（寺請制度）」である。これらの制度はいずれも十七世紀半ば頃に完成されたといわれている。このうち「本末制度」に触れながら、米水津浦の寺院についてみていくことにしよう。第5表は村明細帳に記載された寺社をまとめたものである。寺院関係を見ると、色利が禅宗であり、宮野浦は浄土宗といった々あいに隣接した地域でありながら宗派を異にしている。浦代は一地区に浄土宗と浄土真宗というぐあいに二派の寺院が存在している。これ等の寺院について村明細帳ではどこの寺の末寺であるかを明記している。竹野浦の潮月寺は佐伯市にある養賢寺の末であることが分る（養賢寺は京都の臨濟妙心寺の末である）。小浦の栗林庵は浦代にある養福寺の末寺である。このように佐伯藩においても「本末制度」は貫徹されていた。江戸時代に確立された「本末制度」というのは、寺院の本寺による末寺の支配形態を意味している。これは幕府権力の大きなバックアップの中で生まれ出されたものであるが、本寺が末寺に対して持つ権限には大きなものがあった。各宗派に共通していえる権限としては、○その宗派内の僧侶を養成する権限 ○寺の住職の任免を申し渡す権限があつた。すなわち、末寺の住職の身分に関する権限は本寺に与えられていたわけである。この寺関係で浦代の大願寺から「明治十二年八月廿日」の日付

で次のような報告書が出されている。

内国書	大分県豊後国南海郡浦代浦	大願寺
教行信證		
真宗仮名聖教		
淨土三部教	全部六卷	
七祖聖教	壹部	
書画		
皇太子絵像	元禄六年四月十一日	壹幅
	西京府本願寺より免許	
宗祖大師絵像	同	
蓮如法主絵像	同	
七高祖絵像	同	
宗祖大師絵伝	四幅	
右之通御座候也		
大分県豊後国海部郡浦代浦		
真宗東派大願寺住職		
明治十二年八月廿日		
教導職		

この報告書を見ると、どうしてこれだけの物しか報告しなかつたのだろうか。仏花器をはじめ寺院の中には多くの物があることを考えると、まだ他の品が書かれたとしても不思議ではない。この報告はたぶん当時の通達にもとづいて作成されたと考えられるが、その事を明らかにする資料を見付け出すことは出来なかつた。

報告に書かれている中に皇太子絵像等はいずれも「元禄六年西京府本願寺免許」と記されている。「本願寺免許」と書いてある意味や、そしてどのようなルートをたどって、これ等が浦代・大願寺へ納められたかを考察する手掛りとして次の資料が利用出来そうである。第6表がそれである。これは筆者の圭室文雄氏が東本願寺に残る「申物御礼之留」を作成された表の中からさらに一部を抜萃したものである。大願寺報告書の皇太子絵像・七高祖絵像は、表の中にある太子・七高祖画像であろう。宗祖大師絵像は親鸞画像であろうし、蓮如法主画像は蓮如画像であろう。宗祖大師絵伝は、御絵伝に内国書の教行信證等は御文次第に含まれていると解される。とするところ等はいずれもその昔本寺である東本願寺へ大願寺から下布の申し入れを行い、本寺はその申し入れを受

第6表 江戸時代東本願寺より末寺への下布品に対する代金

下布品	下布代金
太子七高祖画像	銀 471匁5分(約9両2分)
親鸞画像	〃 963匁5分
蓮如画像	〃 334匁7分(約6両3分)
歴代法王画像	〃 334匁7分
御絵伝	〃 2貫74匁8分
御文次第五帖壹部	〃 113匁5分
〃 五拾五丁	〃 23匁1分

歴史公論 S 51年1月号「江戸時代の本末制度」

圭室文雄氏の論文より

東本願寺の「申物御礼之留」より作成されている。

がそれである。これは米水津村誌に記されていったのを表
けて下布することを認め送つて
きたものである。

「元禄六年西京
府本願より免許」

右木立村塩月伝大夫勤」という文面が時代を知る手掛り
にしたものである。この数に関する年代について村誌は
触れていない。しかし、「御領分中惣社数五六八ヶ所……
十七日 諸神社記録、
豊後佐伯木立村神主
塩月上野亮」と表紙に
書かれた文書の中に、
塩月伝大夫に関する文
面を見付けることが出
来たのである。

「弘化二乙巳年五月
十七日 諸神社記録、
豊後佐伯木立村神主
塩月上野亮」と表紙に
書かれた文書の中に、
塩月伝大夫に関する文
面を見付けることが出
来たのである。

第7表 米水津村誌に見られる浦別神社の状況

色利浦	宮野浦	浦代浦	小浦	竹野浦
立岩権現	天神蛭子(松切)	天權山	明神	天神子
天神	蛭子(久保浦)	ノ	蛭子	蛭子(大子嶋)
古天神	蛭子(はさこ)	蛭子(はさこ)		
蛭子	龍神(松ヶ鼻)	龍神(松ヶ鼻)		
山ノ神(関網)		沖世神		
山ノ神(沖世ノ鼻)				
山ノ神(本谷)				

() 内は地名
米水津村誌 昭和41年3月刊 山田平之丞著

辛未年	淡嶋大明神元禄壬申 ノ年造営神主塩月大 右エ門大夫享保十八 癸巳九月十八日造営 神主木立傳大夫庄屋 出納三右エ門正徳三 癸巳八月今年迄寛延
-----	---

この文に見られる寛延辛未は一七五一年にあたる。従つて、第7表の神社は一七五〇年前後のものと見て良いのではないだろうか。第5表が一八三三年を、第7表が一七五〇年頃の神社数を表わしている。これを見る時、九十年近い年月の経過は神社の数にも変化が見られる。

先ず目に付くことは、一七五〇年頃（第7表）には各浦とも「蛭子社」があるのに、一八三三年（第5表）では竹野浦・小浦・浦代に蛭子社が無いことである。また、これとは逆に天保年間（第5表）では宮野浦に愛宕社、小浦に天神社、竹野浦に龍神社があるのに、寛永年間（第7表）では書かれていらない。山ノ神にも変化が見られる。特に色利の場合、第7表では三か所にあることが記されているのに、第5表では全く触れていない。これは山ノ神をまつることに変化があったからだと考えられる。一七五〇年代では存在していた色利の山ノ神は、一八三三年の「村明細帳」では次のように書かれていた。

関あみ山ノ神森社無御座候 沖世野久保森社無御座候
本谷山ノ神森社無御座候 西谷山ノ神森社無御座候

これからも分るよう以前山ノ神を祭っていたことを色利の人は充分知っていた。しかし、時の流れの中で訪れる人は少くなり、社（やしろ）そのものも消えてしまった。そして、山ノ神を祭っていた名残りは「森」に留められていたというのである。（「西谷山ノ神森社無御座候」に関しては寛延年間の神社名に書かれていないが、その訳を調べる手だけは見出し得なかつた。）こうした神社が祭りの時はさぞかし賑さわぎつたことと思われる。この日ばかりは、村の人たちも仕事を休み、神社へお参りに来たことであろう。神樂を舞う姿にジーッと見とれる人々、人ごみの間を縫つて走りまわる子どもたち、境内の中は楽器の音を打ち消すかのように人々の笑いとざわめきがあふれていたと思われる。まさしく神社は人々に憩いとくつろぎの場を提供していたのである。神社へ寄せる人々の心にはさまざまなものがあつたであろう。そうした中で、こういった面もあつたという史料を紹介してしめくくりとしたいたい。

文久元年五月廿日ヨリ日照ニ付雨乞仕候六月十九日夜
大雨夜もすがらふり□□しけり

日数廿八日ばかり天氣相つつき惣中大ニ心配仕候

神主 塩月上野

この史料は、先に塩月伝大夫に関する調べをする際に

一枚のメモ

米水津の高宮さんが、「古文書」に関する原稿を寄せ
られているのを見て、ふと、昔の事を思い出しました。

あれは、佐伯市制施行三十周年の記念の年でした。そ
の記念事業の一つとして、「佐伯市史」の編さんがあり
上げられ、私もその編集委員の一人に選ばされました。

担当は現代編。古い昔のことを担当された方にくらぶ

れば、楽な方で、早速資料の収集に県立図書館へ通つた
り、市の書類倉庫へ入つたりしました。

だが、意外とこれといった資料がなく、ずい分苦労し
ました。そんなとき、戦前、年末になると、それぞれの
担当課長が、一年間の統計や出来事をまとめて提出して
いた書類を見つけました。残念な事に、それは二、三年
分しかありませんでしたが、ずい分役に立ちました。

用いた「諸神神記録」の表紙裏に走り書きされていたものである。神社にかけた当時の人々の熱い想いが私たちの胸へ伝わってくるような気がしてならない。

また、あるときは、議事録にはさまれていた一枚の走り
書きに助けられたこともあります。

そのとき、私は（これを書いた人は、深い気持で書い
たのではないだろうが、時が経つてみると、こんなに役
に立つ。そのときはこんなものと思っても、書き残して
おく事は大事なんだ。一枚のメモでもばかにしてはいけ
ない）としみじみ思いました。

実は、私も大学で専門科目の一つに古文書学を
取りましたが、それは、別に古文書に興味があつたわけ
ではなく、いわば、単位を揃えるために取つたものでした
が、このときばかりは古文書とはこんな大切なものか
と、続けて勉強しなかつたのが悔まれてなりませんでし
た。

（後藤 知久記）